

株式会社日立製作所

王禅寺センタ

平成27年度（第1回）保安検査報告書

平成27年8月

原子力規制委員会

## 目 次

1. 実施概要
  - (1) 保安検査実施期間
  - (2) 保安検査実施者
  
2. 保安検査内容
  - (1) 基本検査項目
  - (2) 追加検査項目
  
3. 保安検査結果
  - (1) 総合評価
  - (2) 検査結果
  - (3) 違反事項
  
4. 特記事項

## 1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間（詳細は別添1参照）

平成27年5月27日(水)

(2) 保安検査実施者

川崎原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 梶田 啓悟

原子力保安検査官 中嶋 聡明

## 2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、関係者聴取、資料検査及び現場立入り等により保安規定の遵守状況の確認を行った。

(1) 基本検査項目

- ① 放射性廃棄物の安全管理
- ② 保安・品質保証教育及び保安訓練（抜き打ち検査）
- ③ 記録

(2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理」、「保安・品質保証教育及び保安訓練」及び「記録」を検査項目として検査を実施した。

検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

別添2参照

(3) 違反事項

なし

## 4. 特記事項

なし

(別添1)

保安検査日程

月日	5月27日(水)	備考
午前	●初回会議 ○放射性廃棄物の安全管理 ○記録	
午後	◇保安・品質保証教育及び保安訓練 ○現場確認 ●チーム会議 ●まとめ会議	

注) ○：基本検査項目、◇：抜き打ち検査項目 ●：会議等

## 検査結果(1/3)

### 1. 検査実施日

平成27年5月27日(水)

### 2. 検査項目

放射性廃棄物の安全管理

### 3. 対象となった保安規定の条文

第7条 職務

第8条 品質保証責任者

第9条 HTR安全委員会

第10条 HTR品質保証計画の策定

第11条 品質保証活動の実施・評価・継続的改善

第24条 放射線作業計画及び管理

第27条 放射性廃棄物の管理

第28条 放射性廃棄物の搬出

第29条 巡視

### 4. 検査結果

放射性廃棄物の安全管理について、長期にわたる保管が継続していることを考慮した安全管理が行われているか、平成26年度を中心に検査を行った。

また、併せて、文部科学省原子力安全課長通知(平成13年10月17日付け、13科原安第59号)に基づく報告どおりに管理が行われているか、検査を行った。

#### 1) 組織及び職務

王禅寺センタ長は、管理グループ長に放射性廃棄物の管理に関する保安管理及び品質保証活動を行わせている。

HTRにおいては、後述するとおり、平成27年5月25日、放射性固体廃棄物を充填しているドラム缶の腐食を発見しているが、品質保証責任者は、品質保証に係る報告等の書類の確認、HTR施設に係る品質保証上の不適合が生じた場合の是正等に参画し、報告書の内容を確認している。

また、2年に1回の頻度で実施するドラム缶の腐食状況の点検が平成26年2月10日から21日にかけて行われており、その結果をHTR安全委員会に報告している。

これらのことについて、「HTR安全委員会&マネジメントレビュー議事録（平成26年4月3日）」等の記録及び関係者聴取により確認した。

## 2) 放射性廃棄物の管理

管理グループ長は、放射性廃棄物の取扱等の放射線作業を行う場合、あらかじめ放射線作業計画書を作成し、王禅寺センタ長及び品質保証責任者の同意を得ることとしているが、平成26年度においては、放射性廃棄物の取扱等の放射線作業は実施していない。

また、管理グループ長は、地震等により放射性固体廃棄物を充填したドラム缶が移動しないよう、ベルトで固定する等の措置を講じて、保管している。

管理グループ長は、ドラム缶について、転倒、積載ずれ、漏えいがないことを週1回の巡視により確認している。

巡視においては、平成26年2月10日から21日にかけて実施されたドラム缶の腐食状況の点検に際して作成された点検要領書に準じて腐食状況を確認しており、平成27年5月25日の巡視において、ドラム缶の腐食を発見している。

同点検要領書によれば、健全であるもの、発錆による塗装膨張があるもの等（要対策（1））、孔食等があるもの（要対策（2））に区分して対応することにしており、今回発見された腐食は、以前、要対策（1）として、再塗装等の措置を講じた部分における腐食であったことから、要対策（2）に区分し、オーバーパックを施すこととしている。

当該腐食部分についてはスミアを行い、汚染がないことを確認している。

文部科学省原子力安全課長通知（平成13年10月17日付け、13科原安第59号）に基づく報告については、平成27年4月20日付けで行われており、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物の発生はなく、放射性固体廃棄物も平成26年度においては新たな発生及び移動がなく、報告どおりであることを確認した。

これらのことについて、「HTRで保管管理中の放射性固体廃棄物リスト（平成26年5月30日）」、「2013年度廃棄物ドラム缶総点検要領書（平成26年1月29日）」、「異常報告書 放射性固体廃棄物ドラム缶の腐食発見（平成27年5月26日）」、「巡視表」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

## 3) 品質保証

王禅寺センタ長は、平成26年度下期の業務の総括と、マネジメントレビ

ューの結果を踏まえて平成27年度上期の王禅寺センタ長方針を定めており、同方針に基づき、品質保証活動に係る王禅寺センタに属するものに対し、HTR品質保証計画に基づく保安に関し、必要な個々の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させている。

平成27年5月25日に発見したドラム缶の腐食については、HTR品質保証計画書に基づき、不適合リストを作成し、不適合管理を行っている。

なお、品質保証本部長の下に組織される監査組織が、年1回内部監査を実施しているが、平成26年度において、放射性廃棄物の安全管理に関する指摘事項はなかった。

これらのことについて、「2015年度上期王禅寺センタ長方針」、「内部監査報告書（平成26年11月19日）」等の記録及び関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

## 5. その他

なし

## 検 査 結 果 ( 2 / 3 )

### 1. 検査実施日

平成 27 年 5 月 27 日 (水)

### 2. 検査項目

保安・品質保証教育及び保安訓練 (抜き打ち検査)

### 3. 対象となった保安規定の条文

第 12 条 保安・品質保証教育

第 13 条 保安訓練

### 4. 検査結果

放射性廃棄物の安全管理が確実になされるよう、必要な保安・品質保証教育及び保安訓練が行われているか、平成 26 年度の実施状況について抜き打ちで検査を行った。

#### 1) 保安・品質保証教育

平成 26 年度における保安・品質保証教育については、管理グループ長が王禅寺センタ長及び品質保証責任者の同意を得て計画し、年 2 回実施している。

保安・品質保証教育は、3 年間で全ての内容を実施することとしており、個人ごとに受講記録で管理している。

なお、王禅寺センタ長は、品質保証責任者と同等の国家資格を有するもの等については、証明書等確認の上、教育内容を免除できるとしているが、平成 26 年度において免除した事例はない。

これらのことについて、「保安・品質保証教育及び保安訓練の年間実施方針と実施計画 (平成 26 年 4 月 22 日)」、「保安・品質保証教育実施報告書兼報告書 2014 年下期」、「保安・品質保証教育、保安訓練受講記録」等の記録及び関係者聴取により確認した。

#### 2) 保安訓練

平成 26 年度保安訓練については、管理グループ長は施設の非常事態を想定した保安訓練実施計画書を王禅寺センタ長及び品質保証責任者の同意を受けて作成し、同計画書に基づき、地震発生時の避難、通報、施設点検に係る訓練を実施している。当該訓練は、警備員も含めて実施している。

これらのことについて、「保安訓練実施計画書 (平成 27 年 1 月 20 日)」、



「保安訓練実施報告書（平成 27 年 1 月 27 日）」、「HTR 保安管理要領（平成 25 年 11 月 12 日）」等の記録及び関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

## 5. その他

なし

## 検査結果(3/3)

1. 検査実施日

平成27年5月27日(水)

2. 検査項目

記録

3. 対象となった保安規定の条文

第42条 記録

4. 検査結果

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転に関する規則（昭和32年総理府令第83号）に基づく記録及び保安規定遵守状況に関する記録について、適切に記録し定められた期間保存しているかを、抜き取り方式により、記録事項、記録頻度、保存期間について、現物確認を行い、問題のないことを確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

5. その他

なし